

太子町経営継続支援家賃給付金のご案内

概 要	新型コロナウイルスの影響により、売上が大幅な減少に見舞われ、国の家賃支援給付金（3分の2）を受給した方を対象に、残りの3分の1を町が支援します。							
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で事業所等を賃借し、事業を行っている者 ・ 国の家賃支援給付金（以下「国給付金」という。）の交付を受けている者 ・ 町税等を完納している者 ・ 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していない者 							
給 付 額	<p>国給付金の1/2（千円未満切り捨て） 上限：30万円</p> <p>※町内で賃借する事務所等に限ります。 ※町内にある事業所等に係る部分に限るものとし、倉庫、資材置場、駐車場等のみの賃借及び居住の用に供する賃借がある場合は当該部分に係る賃借は除くものとする。</p>							
申請方法	令和3年2月28日までに、下記書類を産業経済課窓口へ持参または郵送してください。							
申請書類	<p>①太子町経営継続支援家賃給付金交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">②国給付金の交付が確認できるもの</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">家賃支援給付金の振込みのお知らせ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③国給付金の算定根拠となった賃借の事実が確認できるもの</td> <td style="padding: 5px;">国給付金の申請時に提出した賃貸借契約書の写し等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④国給付金の算定根拠となった賃料の支払い実績が確認できるもの</td> <td style="padding: 5px;">国給付金の申請時に提出した直前3か月の賃料の支払い実績を証明する書類（振込明細書・領収書など）</td> </tr> </table> <p>⑤納税証明書</p> <p>⑥誓約書</p>		②国給付金の交付が確認できるもの	家賃支援給付金の振込みのお知らせ	③国給付金の算定根拠となった賃借の事実が確認できるもの	国給付金の申請時に提出した賃貸借契約書の写し等	④国給付金の算定根拠となった賃料の支払い実績が確認できるもの	国給付金の申請時に提出した直前3か月の賃料の支払い実績を証明する書類（振込明細書・領収書など）
②国給付金の交付が確認できるもの	家賃支援給付金の振込みのお知らせ							
③国給付金の算定根拠となった賃借の事実が確認できるもの	国給付金の申請時に提出した賃貸借契約書の写し等							
④国給付金の算定根拠となった賃料の支払い実績が確認できるもの	国給付金の申請時に提出した直前3か月の賃料の支払い実績を証明する書類（振込明細書・領収書など）							
お問い合わせ・申請書類提出先	<p>〒671-1592 揖保郡太子町鶴 280-1</p> <p style="text-align: center;">太子町役場 産業経済課 TEL：079-277-5993</p>							